

國第二回 參議院司法委員會會議錄第四十八號

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)

本日の会議に付した事

- 人身保護法案(伊藤修君癡議)
- 福岡高等裁判所宮崎支部設置に関する

る請願(第六百九十号)

〔龍虎山天師張真人記〕
〔新刻金瓶梅文集〕

○青年輔導方案(魁丸義實君著)

を閉めます。速記を止めて、

午前十時四十一分速記中止

午後零時一分速記開始

それでは只今より人身保護法案を上程

いたします。本選案につきましては、質疑を繰続いたしておりますが、質疑

はこれを打切ることに御異議ありませ
んですか。

〔「異議な」〕お詫びを兼ねて

これを以て打切りいたします。直ちに

討論に入りますが、本案につきましては、御承知の通り、立法の趣旨は、粗

かい規定はルールにゆするといふ趣旨で立法をせられておつたのであがます。

衆議院その他においては、やはり本案

にできるだけこれを採入れて、そうして基本を明確にすることがよからうと

いうような御説明でありまして、衆議院二つ目の追加予算案に記載してある

院その他の意見を全部採入れまして、それで、この委員会の修正案として御

第四部 司法委員会会議録第四十八号 昭和二十

八日

手許に出した次第であります。これほん
朗読を省略さして頂きまして如何で
ございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それでは修正案
は速記にこのまま残して頂くことにいた
します。それでは討論は省略いたさん
まして、直ちに採決に入りたいと存じ
ますが、先ず修正案に對して採決を了
願いたしたいと存じます。修正案全般
に対して御賛成をお願いできますか。
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) では修正案通り
決定いたします。

次に修正案を除きます。議案につきま
して採決をいたします。では修正案通り
除く原案につきまして、御異議ござ
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) では原案通り可
決決定いたします。本案の委員長の口
頭報告も了め御了承お願ひいたしたい
と存じます。

〔多數意見者署名〕

○委員長(伊藤修君) 次に先程の請願事
件六百九十五号、福岡高等裁判所支那
支部設置に関する請願並びに陳情第四
百三号、福岡高等裁判所長崎支部設置
に関する陳情の御説明に対し質疑な
ど等裁判所管内における新設場所選考事
業続いたします。

○水久保甚作君 私は本日特にこの委
員会において、高等裁判所支那支部設置
に関し、当局に対し、九州即ち福岡高
等裁判所管内における新設場所選考事
業続いたします。

件の迅速なる処理を計るために、全國に十五ヶ所の高等裁判所支部設置を計画し、目下その設置場所を選考しております。これに伴いまして、九州でも一ヶ所設置されることになり、それを何處に置くかと選考するために、去る一月三十一日最高裁判所桑原第二課長が是定福岡高等裁判所事務局長と共に、宮崎市に出張の上、諸般の実情を観察され、又、來月早々塙崎最高裁判所裁判官を同地へ派遣調査されるよう承わっております。今九州で高等裁判所支部設置の候補地は、熊本、大分、鹿児島、宮崎の四市であることであります。高等裁判所支部設置については、宮崎縣は地理的に不便なので、宮崎縣内法曹関係者及び有識者間にその要望を強く叫ばれています。よつて、宮崎弁護士会ではすでに昨年十二月初め、該支部設置申書を福岡高等裁判所長に提出し、又安中宮崎縣知事及び荒川宮崎市長も支部設置について、出来得る限りの便益を與え、協力を惜しまないことを表明、その設置方を要望している大第であります。一體宮崎縣は地理的状態からいつても交通状態から申しましても、刑事案件であれば、被告人も行かなくてはなりません。かくのごとく多額の費用を要するために、一審の裁判に不服であつても、經濟的に困られない被告人は止むを得ず上訴権を放棄しなければならないことは周知

の事実であります。而して昭二十二年五月三日より同年十一月末日までの福岡高等裁判所において取扱つた事件数を見ますと、福岡縣四百件を筆頭に、その次は地理的に便利な佐賀縣が百四十件を示してゐるであります。これに対し、宮崎縣は僅かに六十八件に過ぎなかつたのをみて、も明かであります。併し、上訴件数は一應人口の多少にもよりますが宮崎縣の場合佐賀縣と比較いたしますて、全体の事件数では確かに多いにも拘わらず、上訴件数では僅かにその半数にも及ばないといふことは、當を得たのではないかと思ひます。事実は一体何を物語るものでありませうか。かかる実情によりまして、事件数の多少のみを以て、本問題を律することは当を得たのではないかと思ひますが、更に地理的に不便であるため、又貧しいのために國民としての権利の主張ができるないということは、新憲法下において基本的人権の擁護にも反するものであるといわねばなりません。大分に四候補地についてみると、熊本は福岡まで僅か四時間しかからぬ近距離にあり、樂に日帰りもできるから、これは一應問題外として、鹿児島、大分、宮崎の三候補地についてみますれば、宮崎縣はその中間に位しておりますので、宮崎市に設置されることは、大分、鹿児島兩縣民にとつて、最も好都合だと思ひます。若し、鹿児島市に設置されたとしたら大分縣民にとつては何ら恩恵に浴することは不可能でありまして、大分市設置は鹿児島縣民の不利文理であります。宮崎の裁

判所は、右三候補地中、幸い震災から免かれたただ一つのものであります。そこで、同裁判所廳舍陪審法廷のごときは高等裁判法廷として恥かしくない誠に立派なものであります。又判事宿舎建設についても市長が最大の努力を拂うることを誓約している次第でありますから、何ら心配はありません。かように廳舎、住宅関係もよく、更に旅館、食糧等の諸事情からいっても以上各縣に劣つて居るとは思はれません。かくのことく、宮崎市は高等裁判所支部設置地として最も好条件を具備しております。而もそれは、宮崎縣民のためのみでなく大分、鹿児島向縣民のためにも又熊本縣下人吉区裁判所管区のことときは他のいづれの地に設置されるよりも頗る便益を得ますので一番公平妥当だと思ひます。故に私は宮崎市に該裁判所の支部設置を要望する所以であります。この高等裁判所支部設置については一部関係者、有識者が非常な熱意を以てゐるにも拘わらず、一般には、未だ左程関心が薄いようであります。それは直撃一般人の日常生活に触れていないからだと思います。然し、前述のように、多額の経費と時間のために控訴件数の少いことを考えますと、その裁判所支部の設置は前に申しました通り、便益を得る關係、國民が新憲法下において、基本的人権を擁護するために求むべき興要の重要事であるといふ確信を以て、最高裁判所事務當局の誠意ある答弁を求むる次第であります。

34

○前之國臺一郎君 最高裁判所からお出でになつておるお方にお伺いしたのですが、九州の各縣から福岡高等裁判所支部設置の陳情は、現在ここに出ておりますのは、宮崎と長崎だけであります。最高裁判所、その他関係方面にもありますのが、その外熊本、鹿児島からも出ております。すでに鹿児島の分は衆議院においては、採択になつております。最高裁判所、その他関係方面にも陳情が出ておるのであります。それらのことについて申上げます前に、二三質問いたします。九州各縣の現勢、つまり地域、廣さ、それから人口、これは鹿児島などはよく分つておりますが、その他について分りませんので、そういうようなことを詳細に御説明願いたいと思います。尚非常に縣に島を包含しておるところが多いのであります。鹿児島縣など最も多いのであります。それが、その状況。

会、それから市、縣等から最高裁判所、その他各方面に請願或いは陳情な
所、出された日時及び陳情の内容。
それから最も大事なことであります
が、支部設置の問題について、福岡支
部裁判所で裁判官会議を二回開かれた
といふことを聞いております。そうち
て最後のつまり確認するところの裁判
官の会議において、鹿児島島、熊本
三、宮崎であつたという事であります
が、先づこれだけをお尋ねして質問を
継続いたします。
○説明員（角村克巳君） 只今の調査の
御要求の事項は大分細かいので、今直
ちにここで資料を御提出申上げること
はできませんのですが、調査の上御答
えいたしたいと思います。
○水久保基作君 先程私は質問をいた
しましたあの事項について、御調査にな
なつた結果がどういうふうになつてお
りますか、それをちよつと承りたいと
思います。
○説明員（角村克巳君） お尋ねの事
項についていろいろお述べになりま
たことは、私の方で調べましたことと
概ね符合しておるところでございま
す。
○前之園喜一郎君 この支部を鹿児島
に作るか、宮崎に作るか、或いは熊本
に作るかということは、各縣それく
非常に今日は、重大な問題になつてお
るのであります。現に鹿児島縣のこと
きは本朝も最高裁判所に陳情に行つたこ
とであります。余程委員会としても慎重に御審
議が資料を持つて陳情に来ておりま
す。余程委員会としても慎重に御審

の質問をいたしたわけがありますが、只今直ちに御答弁ができんとありまするならば、御答弁があるまでこの審議を続行を願いたいと思います。
○來馬審議官 私は先程から書かに考えて見まして、長崎に支部を設けるということは、島嶼が沢山あるから、それで福岡まで行くのは大変だからと、いうのが理由のようであります。長崎縣の县域は壹岐、對馬の方まで長崎縣でありまして、殊に網江などから申しましても随分困難ではあると思います。併し私の九州をたび／＼觀察いたしました経験から見ますと、宮崎におきまして、鹿児島、大分及び熊本の一部、及び九州南部のものを宮崎において取扱うということに、するのは、新らしい觀点から見て、大変適当な措置であると思います。諸國でありますから、これを直ちに実施するということにはなるかならないか分りませんけれども、從來聞えております熊本、鹿児島、長崎、大分というような所に設置するよりも、宮崎に設置することが、九州を大観した私の経験から、少くとも本院において探討いたしまして内閣に送付する價値のある意見なりと信ずるのであります。

先ず鹿児島縣と宮崎縣とを比較して見ますると、宮崎縣は日本において最も小さい縣である。人口僅か百万。これに比べまして鹿児島は百七十四万、參議院議員の数にしても倍である。鹿児島は四人、宮崎は二人。事件の數にしても、これも私調べておるのですが、昭和二十二年の五月の三日から十月までの控訴事件が、宮崎は三十件であります。鹿児島は七十一件という事になつておりますが、これは或いは正確ではないかも知れないで、先程政府委員に質問したわけであります。鹿児島は、そういう状況であります。交通の関係はどうかと申しますと、これは大体において先程、水久保委員が申されましたように、中心地から考えますと、宮崎市からは福岡まで十一時間、鹿児島から十時間ということになつておる。ところが本日の新聞にもあります通り、日豊線に準急線が開くことになりましたので、これは恐らく今までの十時間が九時間ぐらいに短縮されるのではないかと考えるのであります。ところがこれは中心地だけのことでありまして、鹿児島は御承知のように島が多い。種子島、屋久島、それから薩摩郡の例の奄美大島であるとか非常に無数の島がある。尚この大島郡は只今日本のものであるかどうかといふことははつきり分らんようであります、が、私共の聞く情報によりますと、これは、いずれ元のようになるのではないかということを観測し、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけであります。そういたしますると、これららの島々から鹿児島に出まするに、遠い處は二日間も掛かるといふ状

況でありますので、交通の不便なことから申しますと、これは到底宮崎のではないであります。尙崎に支部設置することによって、鹿児島も大分もこれを含むことができるだろう、こういうような御意見であります。が、それは全く違うのでありますて、大分は宮崎に接近する県境は無論宮崎の方が多いかも知れませんが、宮崎まではそれ以降におきまして福岡に六時間しか掛からないであります。九州の最も大きな都市である福岡に近く方が、事件その他の関係において非常に便利であるということが考えられるのであります。

それから第五、鹿児島縣の弁護士を願う必要があると考えまして、只今ます

「おお、おお、おお」と喜んでゐるのです。

に、遠い処は二日間も掛かるといつて

新所が御沙汰になれば、今日からでも
造ると、もう二とを書いておるのであり

月くらいのことは、判事を任命され、とかいうことは議論にならない。二ヶ頃いはその他の準備にも要するのであります。廻舎のことは問題にならないし、又殆んど理想に近い廻舎ができるということになるのであります。單に一時の目先でなく、これは將來のこととも、十分に考えなければならんと私は思つてあります。これらのことを一つ委員の皆様から十分に御研究、御認識を賜りたいと思つてあります。が、重ねて私は先程質問いたしました條項について御答弁を願つて、そうしてその上で皆様の慎重なる御審議をお願いいたしたいと考えます。

るという実情であるのです。一律を申上げますと、福岡県に現在二千件くらいの刑事案件が入つておる。殆んど一年近くも公判が開かれないという状況で、中には保釈にもならないで勾留を継続されておるような者もあるのであります。こういうようなことがあります原因いたしまして、拘置所においても非常に拘禁過剰の状況を呈して、拘禁所の増築、或いは予算等の要求の陳情なども本委員会にも来ておるような有様であるのであります。財政的方面から考えましても、大蔵当局がこの予算を認められなかつたということにおいて、いわゆる憲法におけるところの、憲法第三十七條に被告人は迅速に公平なる裁判を受ける権利があるといふ、この憲法で認められた被告人の権利を疊闇せられておるという結果になるのぢやないか。更に又拘禁のために、拘禁所の拡張であるとか、増築とかいうことをしなければならない今日の実情から考えまして、一面において僅かの費用をかけるような結果になるのではないか。いわゆる俗に言う一文惜しみの失失といふ結果を生ずることになるのではないかと思ひます。この点について千百万円といふ人件費の、高等裁判所支配部の設置に要する人件費に関して、認められなかつたという、その実情について御答弁願いたい。

○政府委員(東條英猪君)　只今のお尋ねは、最高裁判所の方から高等裁判所の支部の設置につきまして、二三の要求があつたが、それを削減した理由はどうか。又場合によつては今後の予算の問題として削除を受けた予算について、何か復活その他の適宜な処置がとられるかといふお尋ねの趣旨と拜顕いたしましたのであります。最高裁判所の方から二十三年度の予算の編成のときに当りまして、高等裁判所の支部十五法廷を設置するに必要な経費といたしまして、お話をようやく一千百万円程度の經費の要求があつたのであります。これにつきましては、勿論最高裁判所の当局の方からは、極めて熱心に御要求があつたわけでありまして、ちよつとお話をあつまつたが、決して最高裁判所の御当局の熱意が足りないというようなことは、私共としては毛頭さようには考えておりません。又新憲政下におきまして、この高等裁判所の占める地位の極めて重要なことにつきましては、大蔵省といたしましても、よく承知いたしておりますのであります。それで具体的にどういうわけでこの予算が削除せられたかという問題であります。が、先ず第一番に人件の要件の問題でござります。これにつきましては、もうすでに十分御案内のことと思ひますが現在の裁判官の定員に対しましても亦相当数の欠員があるようなわけであります。裁判所の現在すでに定つております機構の運営にも、なかへん判事の要員の關係から資格要件、或いは経験年数等を考えて

ありますと、確保し得ないような状況にあります。従いまして、高等裁判所の支部が相当数設置せられました。直ちに人の充足ができるかどうかといふことにつきましては、疑問があります。のみならず、予算を技術的に申しますと、予算是予算の定員で以てまして、一應人件費に計上いたしてあります次第であります。そのときに相当数の欠員がありますといたしますれば、その欠員の人件費は、相當予算の実行上におきましては余裕を生ずるわけであります。そういう状況のときには、而も人的のいろいろな経験、或いは閱歴を持つておる人の充足が相当困難であろうと思われるときにおいて、直ちに人件費につきまして、予算の増額をするということはないのではないかろうかという点が、第一点であります。それから第二の点といたしまして、高等裁判所の支部を設置する場合の廳舎の問題でござりますが、この具体的に設置箇所をどこにするかといふ問題につきまして、最高裁判所の方から予算の御要求がありました當時におきましては、まだ具体的に設置の箇所が定つておらなかつたのであります。そらしますと、予算を積算する場合におきまして、予算を見積る場合におきまして、廳舎を調べ、或いはいろいろの施設を整備してみると、どれだけの経費を必要とするかといたしまして、は、まだ十分熟していないといふ第一の理由もございまして、私共といふ

しましては、いろいろお話をございましたように、高等裁判所の支部の設置ということは、長い目で見れば確かに必要なことであろう。但し予算編成の当时におきましては、まだその條件が熟しておらない。趣旨としては勿論了承せられることであるけれども、予算化する時期につきましては、今少し後でよろしかろうじやなかろうかということで、最高裁判所の御當局とも御相談の上で、予算には計上しなかつたといふのが、本予算に計上いたさなかつた理由でござります。それでならば今日においていろいろこれらの方件が成熟いたして参りました場合に、何か予算的な措置があるかという、こういう第二段の御質問であつたのであります。が、御承知のように予算の超過は、衆議院、參議院いろいろ御審議願つておりますが、只今のところ政府といましましては、余程突発的な事項がない限り、追加予算は提出しない。改めて補正予算は出さないということで、一應進んでおるわけであります。従いまして高等裁判所の支部の設置のために、今後何らか予算の、補正予算と申しますか、追加予算と申しますか、そういう用意があるのかという御尋ねであるといたしますれば、今日いたしましては、まだ政府といたしましては何ともいふまいことをお受けいたしかねる事情にござります。併しながらこれは規模な、正式の支部ということではなくて、そこにどなたか適当な判事の方が出張して、そこでいろいろの事務を執つて参るというようなことの運営方法

れるといったら、これは予算的には旅費の問題というようになつて参りますので、旅費の不足をどうするか。現在の予算で差操つてやれるかどうかといふ点につきましては、十分最高裁判所の方と、大蔵省の方と御相談の上で今後これらの方の懇意に申します。そこで、又いろいろの情勢の進展に応じまして、適当な措置を講じなければならぬのじやなかろうか。但し予算に計上いたしません理由が、今私が申しましたように人的の条件、或いは物的の条件、これらの二つが欠けておるのでは、現状においてはまだ予算化する域に達しておらないだろうという観点から、計上いたさなかつた次第でありますので、そういう措置を講じます場合におきましても、右に申述べました二つの条件がいろいろ熟して、こういうことが具体的に軌道に乗つて参るということが必要であろうかと、かように考へるのであります。

つて、そりとして然る後に人を入れる、欠員の人を入れるし、更に新しく支部の方に要する裁判官を入れるというふうになるのであります。その自信があるから、最高裁判所は支部設置の人事費の要求をされておるのであります。私は今政府当局が言われるよう、最高裁判所に敬意を表し、これを信頼しておられるならば、そこまでお考えになる必要はないのではないか。

千百万円の最高裁判所支部設置の費用が要るというならば、後の取扱いについては最高裁判所にお委せになるべきではないかと考える。私はどうも大蔵当局において、現在のいわゆる新設法下における被告と雖も強く迅速に公平に裁判を受けるところの権利を與えられておる、この裁判の実情を全く知らない結果であろうということを私は考へざるを得んのであります。それにもう一度重ねてこの刑事裁判に対するどの程度の認識を持つておられるか、又は予算を削除せられるに当つてどれだけの御研究をなさつたかということを詳細に、若しお述べになるならばお伺いいたします。

費の計上に当りましては、極めて簡便な方針を以て臨んでおるのであります。が、最高裁判所の判事の予算につきましては、まだそらいう方針も決定しておらない。従いまして、御指摘のように、予算に計上してないから人の選挙ができないのだ、或いは人の充足ができないのだというようなことは、私には、予算運用の具体的な観点から申しますと、必ずしもそういうような結果には相成つて参らないであろうとかのように存する次第であります。

○水久保喜作答 私は、先づき前回委員から、宮崎に支部を設置することに非常に反対の御意見を述べられましたが、「一言言わざるを得ない。私はそれをいう考え方を以て申しております。私は宮崎に必要なりといふ点を申しておるのであります。鹿児島が悪いといふことは申しておりません。それで私は今日の場合、今里程等の関係を申されましておつたようではあります、その関係から申しましても、宮崎は五時間しか掛かりません。それから以南の方は全部官崎が便利である。これは選定管轄を許さぬを許すならば、これを採らなければなりません。前之國委員は選定管轄を許さぬ前提においてお話をなつておるのであります。その点が間違つておる。宮崎縣に設置されれば、大隅の殆んど全部が宮崎の方が近いのであります。鹿児島のごときは、海を渡つて鹿児島に渡らなければならんということになる。鉄道はやはり都城を經て宮崎に行くことが便利なので、そういうことはこの設置の問題にならんと想います。大隅の殆んど大部分の人は宮崎の方が便利がよい、といふことは分つておる。自分の便利の

いて、鹿児島においては焼けましたので、新造であります。弁護士会から、これがない。そして弁護士会から、これを國会が削つたろうと言つて、食つ持かられたという状態で、甚だ余裕がないように見受けました。一方官崎においては、損失もなかつたためか、非常に向うの地方にしては余裕があり、設備が整つておつたように見いたしました。この点を参考に供したいと申します。

○委員長(伊藤健君) 只今調査事項を要求されておりますが、それを政府に提出にお伺いしましたら、火曜日までに出すと言いますから、火曜日にこの問題に対しまして採決をいたしましたと申いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤健君) それではさよにいたします。

次に、青年補導法案を議題に供します。本案は先に質疑を継続しておりますが、他に御質疑ござりますか。

○大野幸一君 この法案におきまして、青年を保護するという意味でございまして、ようやく、この補導所を刑務所の差異はどういうところにござりまするか、もう一度お伺いしまして、そちら順次質疑を継続したいと思ひます。

○専門調査委員(泉芳政君) 刑務所と青年補導所との違いは、その收容の程度が先づ違うのであります。刑務所は、どちら喋々申上げるまであります。が、もう一度お伺いしまして、そちら順次質疑を継続したいと思ひます。

に決まらなければならん。予算が決ま
節約をやるといふようなことで、人件
いうことは分つてゐる。自分の便利の
うえで、何でもかんでもやるといふのは

実際の運用はそういう指導理念から離

出して、やや少年院と刑務所との中間

行くよしなものにならうかと考えておる次第でござります。ただ収容する者は、刑務所の方は御承知のように刑罰を受けた者で、これが前科となるわけでありますし、補導所の方は、あくまで刑罰ではなくて保護法の範囲に入るものとして、これは前科にならないというようなところに、収容所としての相違があろうかと思ひます。

○大野幸一君 そこで保護処分である

なしに、裁判所、或いは検察廳から少年

審判所の方へ送致した者がどのくらいあるかということが、もう少し局限して申し上げますと、検事が起訴した者について裁判所は少年審判所へこれを送致することを適当と認めて、少年審判所に送致して保護処分にしたのがどのくらいあるかというお尋ねがどうぞ聴いておきました。お言葉の通り裁判所においても起訴から起訴された者を少年審判所に送つて保護処分に附するところまで、検事から起訴された者を少年審判所に送つて保護処分に附するところまであります。

見がそうであつたとか、裁判所の画期

的ということに效いては、私には有りません。かねるのであります。というのは、今御説明であつた通り、この少年審判所に選ばれたといふ処分は蒙ったものであります。これが而も十八歳未満の少年である場合もなかなか、そういうことをしなかつたのであつて、ましてや、これから十八歳から二十六歳までという者に対して刑を科さないで、補導所へ入れるといふよくなことが、今までの実績から私は考えられないと思う

し、第五條の刑事訴訟法云々といふ意
味は、日経文二萬にてしまつて、更に

又これを改正しなければならんというようなことがあるのでありまするが、そういう機運を醸成されたことに賛成でありまするが、更に又これを施行して、この施行期日までに又青年補導法一部改正法律案が出なければならんといふような不便もありますが、この点についてどうお考えであるか承りたいと思ひます。

い、そこで裁判所に送つた場合に、裁判所として取るべき処置はこれを執

行猶予にするか、或いは実刑を科して監禁へ打ち込むか、その二者いずれかを選ぶの外、途がなかつたわけではありませんが、ここに青年補導所が設けられるが、ここに青年補導所が設けられることによつて、恰も機事が相當な部分を少年審判所へ送つて保護処分に付するよう、裁判所が判決によつて青年補導所へ入所を命ずるという便法が生れて来るわけでありまして、むしろ

施行以来今日まで、実際裁判所が統計で処分をしたか、私の見る目では殆んどあれを適用していない。本法も又あいう危険に陥るのではないかと、こう思うのであります。少年院法ができたより、刑事訴訟法のようの場合に、少年院の外に又こうじょうのを作つて、そろしていろいろな異なつたる補導、处分とか、この感化処分というようなもののをしなければならないとかいうことが、どうも余り複雑化するというような感もなきにしも非ずであります。が、先づあの実績の調査を、若し今までの刑事訴訟法の実績の調査でもせられたことがあるかどうかをお伺いいたしたいと思うのであります。

で、それと睨み合せまして青年補導法は、十八歳以上二十六歳未満といふので、これは、いわば少年審判所であります。十八歳未満の者をこれから除外しております。そうして少年審判所がやめのではないのであります。檢事が初罪の嫌疑ありとして起訴した者について、裁判所が判決等で実刑を科するなりに青年補導所へ入所を命ずるといふ新らしい制度でありますから、これは現在の青年犯罪の実情に照しまして、私共地方の刑務所を歩きました際にも、いろいろ実務家の意見を聽いて、あります。が、非常に歓迎されりますし、裁判所の方も画期的な立てとして、相当これを活用する意図を持っておるというふうに見ておる、第であります。

あの法律とよく似ているのですから、裁判所から一應統計をとつて貰つて、あれによつてあるのがどのくらいあるかといふ統計を斟酌して貰いたい。それから序でに、一体十八年以上二十六年までの犯罪が今までの刑事被告人の何名ぐらいであつたか、こういうことであります。その間に執行猶予がどうのくらいいあつたということを一つ調査して貰つて置きたいことを、私はこゝに要求して置きます。

それからこの法律によりますと、昭和二十四年の七月十五日を予定せられておるようありますから、そうすると、それも今から約一年あとです。一年になりますが、一年あととは、準備期間であるかも知れません。そこで、その間に刑事訴訟法というのも当然改正となるのでありますしよ

機関があるということから、検事の手詰で相當に「ふるい」に掛け、「起訴する者には、到底手に負えない」というようなな強制的の者だけを起訴するというようなな勢にありますところから、裁判所も検事がさように認めて起訴して來たものを、更に又他の觀点からこれを、少年審判所へ送るということは余りやらないわけであると考へておる次第であります。ところが本法の適用を受けます十八歳以上二十六歳未満の青年に対しまつては、検事の手で起訴猶予にするか、或いは起訴するか、そのいずれかを選んでしかないのでありますし、起訴猶予に廻すとした場合にこれを少年審判所へ廻すといふ手がないのであります。そこで扣訴猶予にした場合に、しつかりした引受け人があればいいのでありますかが、併し情狀は起訴猶予にはなし難

際には、約一年間の余裕を見まして、昭和二十三年十二月三十一日といたしましたが、その後約半年を過ぎたまゝして、今日又改めて提案されることになつたものでありますから、今日を起算としてやはり一年間というような予定で施行期日を延ばすことにしたわけでありますと、御説の通り條文中にある刑事訴訟法は、今回正が実現しました鷹には、関係法律整理として、青年輔導法中の刑事訴訟法の準用の條文は改められねばならぬとするが、さまで繁雑ではなかろうと感つておる次第であります。

○專門調査員(東芳敬君)　お尋ねの御
趣旨は、恐らく少年法を適用するに当つて、
少年審判所が直接受理するもので

○大島幸一君 私共どうも刑務所の
第であります。

は、本審期間であるかも知れません。
そこで、その間に刑事訴訟法というう
も当然改正になるのでありますよ。

訴願はいたしませんが、受人があればいいのであります。併し情狀は起訴猶予にはなし難

まするが、さまで繁雑ではなからうと思つておる次第であります。

